

令和6年度 第1回船橋市青少年センター運営協議会議事録

1 日 時 令和6年7月5日(金)
開 会 14:00
閉 会 15:30

2 会 場 船橋市青少年センター 2階多目的室

3 出席委員	船橋市民生児童委員協議会	鈴 木 恵 子
	船橋地区保護司会	沖 村 まゆみ
	船橋市中学校長会	大 野 等
	船橋地区高等学校長会	風 戸 正
	船橋東警察署生活安全課	金 子 雄 介
	市川児童相談所	安 部 光 子
	船橋市自治会連合会協議会	加 瀬 武 正
	船橋市PTA連合会	佐 原 摩貴子
	船橋市青少年補導委員連絡協議会	丹 羽 浩 道
	船橋市少年少女団体連絡協議会	大 塚 正 久
	船橋市職員(こども家庭部長)	森 昌 春
	船橋市職員(学校教育部長)	日 高 祐一郎

4 欠席委員	船橋市小学校長会	杉 水 純 子
	船橋警察署生活安全課	小 山 毅

5 出席職員	所長	大 橋 一 樹
	所長補佐	倉 前 喜 一
	副主査	中 村 剛
	副主査	折 原 左希子
	副主査	村 田 伸 子
	副主査	若 林 なぎさ
	副主査	石 井 隆 道

6 議 題

- (1) 令和5年度活動概要及び令和6年度運営計画
- (2) 令和6年度補導・相談の状況について
- (3) 一宮ふれあいキャンプについて

- (4) 船橋市立学校ネットパトロール等事業について
- (5) 青少年センター運営協議会日程及び主な活動予定について

事務局

本日の会議につきましては、委員定数14名に対し12名のご出席をいただいておりますことから、船橋市青少年センター条例7条2項の規定により、会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

船橋市情報公開条例の規定により、船橋市が設置する附属機関の会議は原則公開となっております。本日は1名の傍聴の申し出がありました。傍聴人の方は、傍聴券裏面の注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

会議の議長は船橋市青少年条例第7条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、お願いいたします。

加瀬会長

それでは、議事に入ります。令和5年度の活動概要及び令和6年度の運営計画について、所長から報告をお願いします。

大橋所長

令和5年度の活動概要並びに今年度の運営について合わせてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

オレンジ色の「要覧 あゆみ」の5ページをお開きください。

今年度も基本的に「①街頭補導活動」「②相談活動」「③環境浄化・広報活動」の3本柱を中心に組み立ててまいります。

6ページ上段の「1. 街頭補導活動」についてです。大きく分けて「センター補導」「地区補導」「センターパトロール」の3つの補導活動があり、実施内容はそれぞれ右側に記載があります。さらに詳しい内容が別冊（センター活動状況）の3ページにありますので、参考にしてください。昨年度の具体的な活動状況については4. 5ページに統計資料を掲載しております。コロナ禍で中止していた補導活動を昨年9月に再開し、現在は市内12地区補導を月1回、市内6か所のセンター補導を月1回実施しております。また、地域の祭礼や行事なども再開していますので、該当する地区の補導委員と共にセンター職員も子供たちの見守りを行っています。

6月29日から7月21日まで土日を中心に行われている中学校の総合体育大会の巡回をしています。夏季休業明けは、体育祭のパトロールを計画し、学校間のトラブルや大きな事件や事故に青少年が巻き込まれないように見守りを続けていきたいと思っております。

その他、見合わせていた県下一斉パトロールや列車補導など再開しました。

次に、「2. 相談活動」についてです。これまで同様に「来所相談」「訪問相

談」「電話相談」「メール相談」を行ってまいります。詳細は、6 ページに掲載してあります。各種相談があった場合は、来所していただいて直接お話を聞いたり、家庭訪問・学校訪問を行ったりして、支援を行うようにしています。一つ一つの相談ケースへの対応も異なることから、継続相談に繋がらない場合や、通所する頻度が少ないケースが複数ありますが、相談回数は確実に増えてきてはいます。年間を通じての相談傾向を見ますと、不登校の相談が相変わらず多くなっています。北部分室が関わるケースも増えています。こちらの本所のセンターでは通所や相談が不便と感じる地域の方もあり、相談者が通いやすい方を選んでいるのが現状です。

この他、相談内容で多かったのが、「集団不適應（反）（非）」があげられます。集団不適應は不登校につながることを念頭に置き、早めの対応や継続した対応をしていきたいと思えます。多様化、複雑化する要因があるため、児童相談所や家庭児童相談室、京葉地区少年センター、SSW（スクールソーシャルワーカー）等、他の関係機関との連携を図り、対処しております。また近年は、特別な支援を要する児童生徒が、不登校、集団不適應、家庭内暴力等につながっていくケースも増えていると感じています。

さらに、小中学校への訪問支援は昨年度21校、今年度は現時点で7校の訪問支援をしています。学級で問題行動等を起こす児童生徒がいる場合や学級崩壊が心配される場合に積極的に学校へ職員を派遣しております。本センターだけで解決することは困難なので、指導課や総合教育センターの教育支援室などと連携を行いながら進めているケースもあります。

次に先ほどの挨拶でも触れさせていただきましたが、不登校児童生徒対策の一環で実施している「一宮ふれあいキャンプ」についてです。これは、昭和57年より継続して実施してきた事業です。数年前より、全中学校の生徒指導主事26名が研修の一環として2日目に参加し、充実した事業となっております。このキャンプに参加した児童生徒が、学校の別室に通うようになったり、継続して関係機関に関わったり、通所したりするなど前向きな方向に動き出すことも多く、大変価値のある事業であると感じております。詳細は、後ほどご説明させていただきます。

最後に、「環境浄化・広報活動」について、「青少年センター活動状況」12ページをご覧ください。環境浄化活動の一環としての「学校ネットパトロール等事業」については、令和元年度6月より業者委託を行っております。ネットに関連した問題行動が増加傾向にあります。詳しくは後ほど担当よりご説明申し上げます。広報活動の一つとして、本センターだよりの「ふれあい」を発行しております。今後も郵送等によりお配りいたします。

現状と課題とが混在しておりますが、皆様の忌憚のないご意見を頂ければと

思います。以上でございます。

加瀬会長

令和5年度の活動概要と令和6年度の運営計画について説明がありましたが、ただ今の説明で皆さんからご意見・ご質問等があればお願いします。ないようでしたら活動概要と運営については、説明どおりです。後ほど総合的にご質問等があればよろしくお願いします。

続いて、補導活動及び相談活動について所長補佐からお願いします。

倉前補佐

初めに補導活動についてです。令和5年度は新型コロナウイルスの影響により、3年以上活動を自粛していたセンター補導を9月から再開しました。再開にあたっては、子供たちの活動している時間帯に補導委員が活動できるように、センター補導の場所や日時などの見直しを行いました。具体的には、一度の活動人数を増やし、市民の印象に残るようにし、いま現在は月に3回、同じ時間帯に2か所同時に活動しています。店舗からは万引き被害や店内での迷惑行為（商品へのいたずらや店内を走り回るなど）の情報があつた際には、その地域の学校に情報を提供し、注意喚起を依頼しました。補導委員からは、各地区の不審者情報や街灯がなく暗い道などの危険箇所、青少年の集まりやすい場所などの情報提供があり、特に最近では自転車やキックボードでの事故や祭礼パトロールの状況が報告されています。

運営協議会資料3. 4ページをご覧ください。6月の数値は現在集計中のため、4月・5月の補導状況になります。今年度の4月から5月の補導人数は87人と前年度同期より大きく増加しています。補導委員の活動が活発になってきていることがうかがえます。内容については、行為別状況は帰宅指導・状況確認が多くを占めております。また、補導青少年の学職別状況については昨年度に比べ、小学生と中学生女子の増加がみられます。今後も、補導委員の愛の一声で青少年の非行防止や犯罪被害防止に努めていきたいと思っております。

次に、相談活動についてです。資料の5. 6ページになります。はじめに、来所・訪問相談です。これは本人や保護者、学校職員が来所しておこなう来所相談と学校や家庭をセンター所員が訪問する訪問相談です。5ページをご覧ください。来所・訪問相談は、来所・訪問した総数となっております。4月から5月の累計数は254回で、昨年同期の213回に比べ、増加しております。相談の内容については「不登校」「登校渋り」が53.9%と多くなっております。6ページの(3)学職別では中学生が157回と最も多く、全体の61.8%を占めております。小学生も昨年度同期で46回から56回と増加しています。小学生の増加傾向はここ数年続いています。無職青少年においては、一昨年、中学生だった生徒が卒業後も通所しているケースが多くを占めています。

次に電話相談です。これは、学校、家庭、児童生徒、関係機関等と連絡を取り合った総数になります。7ページをご覧ください。4月から5月の累計総数は291回です。前年度同期よりもわずかながら減少しております。来所・訪問相談が増加していることが電話相談減少の一因と考えられます。

次に8ページの(3)をご覧ください。学職別では、中学校の相談が増加しています。(4)相談内容では、「不登校」「登校渋り」が全体の160回で55%となっています。また、今年度5月までの傾向としては、集団不適應(非)の回数が増加しています。新学期が始まり、集団での生活に適應できないことが原因の一つとして考えられます。集団不適應が不登校、登校渋りにつながることが考えられることから来所・訪問相談も電話相談も「不登校」「登校渋り」に関する相談は今後も増えることが予想されます。また、相談内容は年々多様化、複雑化してきているように感じます。今後も相談者の気持ちに寄り添った対応を心がけていきたいと考えております。

続きまして9ページをご覧ください。4の「メール相談」はここまで2回となっています。教育委員会指導課と連携し、各学校に相談メールのQRコードを学校だよりへの掲載を依頼したり、相談カードを配付して周知したりしておりますが件数は毎年、多くはありません。メール相談者にはできるだけ来所を勧め、十分な状況確認から問題解決に向けた支援を心掛けています。5の「新規相談」は、現在48件です。うち、24件が通所や学校訪問を継続して行っており、50%の児童生徒が青少年センターに関わっていることとなります。内訳は小学生が7件、中学生が14件、高校生が2件、無職青少年が1件です。主訴内容は、「不登校」が12件、「集団不適應(反)(非)」が合わせて6件、「進路」が2件、「情緒不安定」「暴力行為」「その他」「いじめ」がそれぞれ1件となっています。

3ページから10ページの資料については、葛南地域行政生徒指導担当者会議で習志野市、八千代市、市川市、浦安市でも報告しております。他に県内青少年センターにこの統計を毎月出しております。

加瀬会長

補導活動、相談活動について説明がありましたが、委員の皆さんからご意見・ご質問等はございますか。いかがでしょうか。

加瀬会長

では、私からよろしいでしょうか。先ほどコロナでしばらくお休みしていたというお話ですが、お休みしている間と再開した後で大きな差のようなものはありましたか。

倉前補佐

コロナによって相談件数がかなり減っていたり、訪問を自粛したりしていたのは事実です。件数も減っています。資料では令和2年度3年度は減っていますが昨年度5類に下がってからは増えています。不登校においても学校への訪問相談でもコロナによって増えたとか、コロナが原因かと言われると、そうであるということは判断できないケースが多いです。件数はコロナ前に戻りつつあります。

加瀬会長

実は、自治会連合会でも町会自治会でコロナの間、お祭りができなかった。落ち着いてきたから復活しようというときに、3年間休んで4年目にスタートしたときに休んでいた間に忘れてしまっことがあったり、戸惑ったことがあったりしたのですが、センターの方では大丈夫でしょうか。

倉前補佐

委嘱替えがあり、補導委員さんが替わったので、やはり、活動が前と違うということがありました。ただ、コロナをきっかけに方法などを変えていこうということになったと思います。

大塚委員

今年、補導活動が活発化しているというお話がありましたが、令和3年度、4年度と数字が大変よく、少なかったということですが、令和4年、5年、6年とみると、増えています。増えているというところと、活発化しているということは数字としては多いけども、補導委員が今、一生懸命やっているところだから、今後ともよくなっていくという理解を我々がすることが一番という意味で言ったのかわからなかったのうかがいたい。

倉前補佐

活発化というのは、補導委員さんの活動が活発になっているということです。子供たちもちろん、外に出て活動していることも多くなりましたので補導委員さんが積極的に声をかけていただいているととらえています。

風戸委員

貴重な資料ありがとうございます。資料を見させていただいてちょっとわからないことがあります。5ページ以降に相談の形態があるとおもうのですが、例えば、この電話相談を見た時は8ページ(4)で内容別、学職別ということは、小中学生であれば、親が相談をしているということなののでしょうか。それが小学生の子のことだから、小学生に計上しているということなののでしょうか。どうしてかというと、私は高校なので、高校だと親というよりも子供が直接電話相談をしているというケースが多いと思うのですが、そういうところの処理は

どうされているのでしょうか。

倉前補佐

保護者からの相談が主になっております。ただし、来所相談に関しては、ほとんど児童生徒、または青少年が来所している回数となっております。

丹羽委員

先ほど補導の件で質問がありましたのでお話しさせていただきたいと思います。コロナの間はセンター補導を中止していて、繁華街での補導がありませんでしたので、地区内の公園やコンビニエンスストア等が主だったので、子供たちに会うことも少なくなりました。センター補導が再開されて、ショッピングセンター等も回るようになったので子供たちに会う回数も増えましたけれども、やはり、社会情勢のとおり、子供たちも非常に活発になりまして、特に、大きなショッピングモールのゲームコーナーですとか、今まで会わなかった子供たちにも会うようになり、我々も驚くほどお声掛けする機会も増えました。また、コロナの間に青少年センターの職員も替わられたりして、センター補導が再開したときに、センター補導を経験している職員がわずかという状況になりまして、本当に再開にはご苦労されたのではないかと思います。また、いくらでも市民の方にご認知いただいて、皆さんで子供たちを見守ろう、補導委員だけでなく、社会全体で見守ろうという意識を高めていただこうということで今、回っております。コロナ禍のこともあったのですが社会の仕組みが変わって、先生方も感じていらっしゃると思いますが、共働きをされている保護者の方が多くなったと感じます。ですので、補導も今までの形ではなく、急なスケジュール変更ができるようにメールで変更を受け取って、それをセンター職員に送って、補導の5分前までは突然の欠席などに対応できるようにしました。やはり、何よりも、無断欠席というのが我々のモチベーションというのでしょうか、補導委員同士もセンター職員も無断で休まれてしまうというのは心苦しいところがあるものですから、そこは何とかご連絡をいただきたいということで昨年度から始めました。そういった中で、出席率につながっているかどうかは把握しておりませんが、すでに、変更して、ご連絡いただいたことが400件以上あります。お忙しい中での補導委員さんの意識は高いのではないかと感じています。そして、今年度も急な天候の変化で2度ほど中止にしました。何よりも補導委員さんの健康と安全が第一ですので、そして、今日も、暑さ指数が超えましたので地区補導があったのですが、情報交換だけに変更しました。そうした中で、公式ラインを使うようにしました。メールの一斉配信と同じなのですが、メールの一斉配信よりもラインの方が受信率が高く、6月から始めて、現在、補導委員136名のうち、106名の方がご登録いただいているので急な予定変更になんとか対応して、安全と健康、安心の中で補導活動

をできるような形ですすめております。

加瀬会長

他に委員の皆様よろしいですか。それでは、補導活動、相談活動についてご説明いただきました。ご理解をいただきたいと思います。次に、一宮ふれあいキャンプについて石井副主査からお願いします。

石井副主査

船橋市小中学校一宮ふれあいキャンプについてご説明いたします。資料は11ページになります。本事業は、船橋市不登校対策事業の一環として、教育委員会が主催し、本センターが主管するものです。ふれあいキャンプは昭和57年から始まり、不登校及び不登校傾向をもつ、小学校4年生以上の児童生徒を対象にしたキャンプで、最大のポイントは大学生アシスタントと寝食を共にした2泊3日のふれあい活動にあります。昨年度のキャンプでは様々な活動を通して参加児童生徒の充実感や達成感を得る姿を見ることができました。それでは、資料に沿ってご説明いたします。

まず、目的についてです。(1)から(3)までありますが、“不登校児童生徒の「人間関係作り・自立へのきっかけ・生活改善」を図ること”を大きな目標としています。

次に、期日・場所についてです。8月の準備会から9月のふりかえりの会まで、記載のように実施する予定です。資料には記載してありませんが、この他に学生アシスタントとの打ち合わせを2回、関係職員との会議を1回設ける等、綿密な打ち合わせをしております。参加対象者は、市立学校に通う小学4年生から中学3年生までの不登校及び不登校傾向にある児童生徒で、学校長の承認を得た者としています。また、参加を希望する保護者や学校職員も参加することができます。手続きについては、参加を希望する児童生徒は、参加申込書及び健康調査票、アレルギー個別対応依頼書を学校に提出します。その後学校が青少年センターにそれらの書類を提出します。経費については昨年度同様6,000円を予定しています。指導者については、青少年センター職員7名、教育委員会職員5名、看護師1名、そして14名の学生アシスタント、合計27名を予定しています。

次に、12ページ、主なスケジュールをご覧ください。キャンプ1日目の8月22日(木)は、朝9時15分に総合教育センターに集合し、出発式をしてから一宮少年自然の家へ向かいます。到着後は班ごとに昼食をとり、入所式、全体レク、野外炊飯としてカレー作りを予定しています。2日目の8月23日(金)は、午前中にサンドアート、午後はこのキャンプでの最大のイベントであるキャンプファイヤーを予定しています。最終日の8月24日(土)は、午前中に記念品としてフォトフレーム作りを予定しています。昼食後に退所式を

して一宮少年自然の家を後にします。総合教育センターに戻ってから解散式を実施し、3日間の行程を終える予定です。

最後に昨年度の参加状況についてです。昨年度のキャンプ参加児童生徒数は12名でした。関係機関に関わっていない参加者は4名でした。小学生の参加は、4名でした。学生アシスタントについては、将来、教員志望や子供に関わる仕事をしたいという意識の高い学生が多く、若者らしいコミュニケーション能力を発揮し、児童生徒と良好な関係を築きました。前年度もアシスタントとして参加した学生がおり、さまざまな場面で中心となって積極的に活動しました。また資料にはありませんが、キャンプ当日は多くの学校関係者や教育委員会の方々が一宮少年自然の家まで足を運んでいただけたことが、子供たちの励みとなりました。解散式では、3日間の活動の様子を映像で流したことで、保護者にもキャンプの様子をわかりやすく伝えることができました。キャンプ後には、関係機関への通所日数が増えたり、学校へ足が向くようになったりと、前向きな変化が現れた児童生徒もいました。

今年度も、このキャンプが子供たちの支援の一助となるよう、家庭・学校・関係機関で連携しながら準備を進めてまいります。ふれあいキャンプについての説明は以上となります。

加瀬会長

一宮ふれあいキャンプについて説明がありましたが、委員の皆さんから、ご意見・ご質問等はございますか。いかがでしょうか。では、ご説明いただいたとおりということでご理解いただきます。

冒頭に所長からも話がありましたけれども、このキャンプは伝統のある素晴らしい事業です。本当に多くの皆様のご苦勞の賜物だと思います。今年も、素晴らしいキャンプができますようよろしくお願いいたします。

続いて船橋市立学校ネットパトロール等事業について石井副主査からお願いいたします。

石井副主査

船橋市立学校ネットパトロール等事業についてご説明いたします。資料は14、15ページになります。昨今のSNSに関するトラブルは増加傾向にあると言われています。船橋市では委託業者と連携し、SNS上の不適切な書き込みや画像の早期発見・早期対応を行うことで問題行動等未然防止に努めています。今年度委託業者の選定を行い、前回に引き続きアディッシュ株式会社に委託することになりました。検索対象サイトはインターネット上の船橋市立学校に関する非公式サイト及び船橋市立学校の児童生徒に関する有害投稿等となっています。ただし、外部からのアクセスが制限されているサイトについては調査対象外となります。検索方法は毎月第2月曜日に一斉調査を行います。リスク

レベル別の内容は、4段階あります。そのうち、レベル2 Aとレベル3については、早急な対応が必要となっていますので、検出された場合には委託業者から青少年センターに連絡が入り、青少年センターから該当校及び指導課に連絡をします。またレベル3を検知した場合は、15ページの6の記載通り、該当校が委託業者に申請書を提出することにより「24時間監視」を行うことができます。削除要請が必要な場合は青少年センターを経由して委託業者に削除要請を行うことができます。現在のところ、3件の削除要請があり対応しています。

青少年のネットトラブル未然防止の観点から情報モラル教育に活用できる啓発資料を委託業者が毎月作成し、専用サイトよりダウンロードができるようにしています。また、学校及び職員向けの活用マニュアルを作成し青少年センター及び該当学校に専用サイトからダウンロードできるようにしています。こちらの啓発資料は青少年センターのホームページにも掲載しております。

次に、4月から6月までの統計資料について調査結果を報告いたします。11ページの統計資料をご覧ください。3か月間の検知総数ですが、147件の不適切な投稿が検出されました。不適切な投稿のうち、市立船橋高校に関する投稿が多く、サイト別で見ると掲示板やX（旧 Twitter）上への投稿が多かったです。検出されたものの多くがリスクレベル1の個人情報として報告されました。リスクレベル1の投稿とは、学校名や氏名、顔写真、ニックネームなどの個人情報が記載されているX（旧 Twitter）アカウントの発見が該当します。4月にリスクレベル2 Aが2件、5月にリスクレベル2 Bが1件、6月にリスクレベル2 Bが1件検出されました。どれも市立高校に関する掲示板内での生徒を特定しての誹謗中傷でした。現在、削除依頼をしています。今後も注意深く見ていきたいと思えます。以上となります。

加瀬会長

船橋市立学校ネットパトロール等事業について説明がありましたが、委員の皆さんからなにかございますか。いかがでしょうか。

丹羽委員

2024年6月1日の読売新聞の記事で中高生のネットの書き込みを調べてみたら、学校名や氏名、顔画像の公開1000人超え。中には援助交際の募集も。ということで、千葉県庁の写真が載っていました。補導委員さんと心配しました。ただ、この協議会でネットパトロールのことをお聞きしていたので、船橋は大丈夫だろうと過去にセンターからいただいた資料がホームページにアップされているので、見ていただいて、船橋市はこんな形になっているから、これは他市の話なんじゃないかということで安心していただきました。市独自でネットパトロールということは経費がかかるかもしれませんが、行っていた

だく価値はあるのではないかと思います。

また、一つだけお願いがありまして、市のホームページで青少年センター運営協議会というワードで検索しますと今まで青少年センター運営協議会の中に過去の議事録が載っていたのですが今回調べてみたらなかったのです。

それは青少年センターのホームページの方に全部移っていきまして、令和3年度令和4年度と2年分残っているのですが、配置換えをされたことを、青少年センター運営協議会の記事一覧のところに一言のせていただきたい。今のところ、基本情報しかリンクがないのでその先の青少年センター運営協議会の議事録がたどれなくなってしまうので作っていただけると助かります。ネットパトロールは大変価値のあることだと思います。ありがとうございます。

加瀬会長

今、ネット社会ですので、子供たちは、本当にこれは怖いということの自覚がなく使っていると思います。

以前、これに関連して子供たちが考えもせずにネットにのせてしまう。一度のせたら消えない。消しゴムで消しても、何しても消えないその怖さを子供たちが自覚していないという話も聞きました。子供たちに講習会、勉強会を開いていただいているようでございますけども、教育委員会の先生方やセンターの職員にそのような話をしていただくのも重要なのですが、たしか、県警本部の方で専門の方がいらっしゃいますよね。そういう方に話をしていただいた方が子供たちの受け止め方が違うと思います。その辺はどうでしょうか。

金子委員

受け止め方に関しては何とも言えないのですが、警察しか認知していない事件も多々あるので、一概に船橋市は大丈夫ということはないですし、ここで話せないこともたくさんあります。県警本部でサイバー犯罪対策課があり、ネット安全教室を開催しています。要請に基づいて派遣しています。詳しい話ですが、トラブルに巻き込まれないためにというような教育はやっていますので各警察署を通して要請していただければ派遣できますのでご活用ください。

大野委員

学校でも年度初めにそういった SNS に関する教室を学年であったり、全校であったりで実施してきました。依頼するところは京葉地区少年センターやスクールロイヤーにお願いするなど、いろいろなやり方があり、それぞれ効果をアンケート等で聞いてみると、現実味を帯びている警察の方からの話は効果的かと感じています。

加瀬委員

何か機会があれば、先ほど県警にもそういう方がいらっしゃるということなので、子供の前で話をするのも一つの方法だと思います。ぜひご検討いただけ

ればと思います。

加瀬会長

他にご質問等はございませんか。では、協議会の日程及び主な活動について
所長補佐からお願いします。

倉前補佐

15ページをご覧ください。今年度の主な活動予定です。1は、今後の運営
協議会日程です。お忙しい中、恐れ入りますが、ご出席をお願いいたします。
2の(1)は、青少年補導委員連絡協議会の主な活動予定です。(2)の一宮ふ
れあいキャンプは先ほどご説明したとおりです。(3)センターパトロール・巡
回については、学校行事等にあわせてセンター職員が随時巡回します。また、中
学校総合体育大会及び学校休業中の巡回を実施します。

加瀬会長

委員の皆さんから何かございますか。

一宮ふれあいキャンプにこの委員が見学するということは可能ですか。

倉前補佐

可能です。ちょっと遠いのですが、ご都合があれば、是非、来ていただけれ
ばと思います。お待ちしております。

加瀬会長

可能ということですので、一宮まで遠いですが、希望のある方はセンターに
連絡していただければと思います。

その他、最後に総合的に委員の皆さんから何かございますか。

丹羽委員

先ほど東警察さんのから、ネットパトロールが安心できる状況ではないとい
うことがありましたけれども、それは、警察が把握している部分とセンターの
ネットパトロールは異なった結果になるということもあり得るのでしょうか。

金子委員

一概に異なっているということではなく、センターがやっているネットパト
ロールはそれぞれの基準があって、それに対してのチェックをしているという
ところだと思います。その中で、削除要請したけれども、仲介業者は削除でき
ませんよという結論に至ります。結局それが現状です。では、いったい誰が削
除できるのかというと、被害者となりえる人間であれば概ね一般的な SNS であ
れば削除はできるのですがそれでも、画像であれば要件が当然ありますし、書
き込みで、例えば児童ポルノに関するものや売春に関するものであれば削除は
できるのですが、それ以外のものに関しては、向こうも表現の自由を言うてく
るので警察の削除依頼にも応じません。というのが現状です。検出についても
それがすべてできているかという問題です。船橋市に住む人間かどうかという

限定もできないと思います。自分から船橋市在住と書いてあればそれで特定はできると思うのですが、わざわざ個人情報さらすということは今の子供たちはしませんし、ここにのってこないというのが当然あると解釈していただければいいのかなと思います。

加瀬会長

その他、委員の皆さんよろしいでしょうか

それでは、以上で、本日の議題はすべて終了いたしましたので事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

議事概要承認

令和6年度船橋市青少年センター 第1回運営協議会

署名人 大野 等